

○富山市都市公園条例

平成17年4月1日

富山市条例第234号

改正 平成17年9月30日富山市条例第355号

平成19年12月20日富山市条例第52号

平成24年12月21日富山市条例第77号

平成26年3月28日富山市条例第26号

平成30年3月27日富山市条例第35号

平成30年12月26日富山市条例第64号

平成31年3月26日富山市条例第34号

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の2—第1条の6）

第2章 都市公園の管理（第1条の7—第13条）

第3章 工作物等の保管の手続等（第14条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第22条）

第5章 罰則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき、必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（敷地面積の標準）

第1条の3 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の4とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(指定管理者による管理)

第1条の7 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次の都市公園(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 大沢野中央公園、猿倉山公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園及び春日健康ふれあい公園
- (2) 合併前の八尾町の区域の都市公園
- (3) 合併前の婦中町の区域の都市公園

(指定管理者が行う業務)

第1条の8 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 指定管理者管理施設に係る次条の規定による許可に関する業務
- (3) 前号に規定する許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(行為の制限)

第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長(指定管理者管理施設にあつては、指定管理者。この条、第4条第9号及び第5条において同じ。)の許可を受けなければな

らない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (2) 興行を行うこと。
 - (3) 演説、集会、競技会、展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
 - (4) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市公園の管理上必要があると認める行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市公園の管理に支障があると認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の安全を図るため、区域を定めて都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置等の申請事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置する公園施設の種類及び数量
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 設置及び管理に要する資金計画
 - ク 工事実施の方法及び工期（工事の着手及び完了の時期）
 - ケ 都市公園の原状回復
 - コ 使用料その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理する公園施設及び数量
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ 管理に要する資金計画
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 既に受けた許可の年月日及び番号
 - イ 変更する事項及び変更の理由
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の種類及び数量
- (2) 管理の方法
- (3) 工事实施の方法及び工事の期間（工事の着手及び完了の時期）
- (4) 原状回復
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項
（占用許可事項の軽易な変更）

第7条 法第6条第3項ただし書に規定する軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
（添付書類）

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（使用料等）

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第1に定めるところにより算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、この額に100分の110を乗じて得た額）の使用料又は占用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料又は占用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 別表第2に掲げる駐車場を使用する者（以下この条において「駐車場使用者」という。）は、同表に定めるところにより算定した額の使用料を納付しなければならない。

3 第1項の使用料又は占用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、許可の際徴収する。

4 第2項の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、駐車場使用者が出場する際徴収する。

5 既納の使用料又は占用料（第1項又は第2項の使用料又は占用料をいう。以下「使用料等」と

いう。)は、還付しない。ただし、許可を受けた者又は駐車場使用者(次条において「使用者」という。)の責めに帰することができない事由によりその利用又は占有ができなくなった場合その他市長が正当な事由があると認めた場合は、使用料等の全部又は一部を還付することができる。

6 前各項に規定するもののほか、使用料等の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用者の申請により、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者管理施設における許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更は、指定管理者が行うことができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第13条 削除

第3章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項（工作物等を保管した場合の公示の方法等）

第15条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に必要と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市広報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、保管した工作物等について記録した書類を作成するとともに、これを規則で定める場所に備え付け、関係者に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第16条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（工作物等を売却する場合の手続）

第17条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続）

第18条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法により、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 雑則

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、その許可又は変更の許可に係る工事に着手したとき、及び工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を休止又は廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項若しくは第4項、法第27条第1項若しくは第2項又は第11条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第20条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び公園施設についての準用)

第21条 第2条から第19条まで(第13条を除く。)の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第24条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第25条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の富山市都市公園条例（昭和46年富山市条例第16号）、大沢野町都市公園条例（昭和63年大沢野町条例第16号）、大山町都市公園条例（昭和55年大山町条例第2号）、八尾町都市公園条例（昭和62年八尾町条例第755号）又は婦中町都市公園条例（昭和52年婦中町条例第21号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第355号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市都市公園条例第2条第1項若しくは第3項の規定によりした許可又は同条第2項若しくは第3項の規定によりされた許可の申請は、この条例による改正後の富山市都市公園条例第2条第1項若しくは第3項の規定によりした承認又は同条第2項若しくは第3項の規定によりされた許可の申請とみなす。

附 則（平成19年12月20日富山市条例第52号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日富山市条例第77号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定（「。以下「法」

という。」を削る部分に限る。)及び「第4章 罰則」を「第5章 罰則」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日富山市条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日富山市条例第35号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日富山市条例第64号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中富山市都市公園条例第11条第1項及び第12条の改正規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 平成31年10月1日

(適用区分)

2 第1条の規定(前項第1号に規定する改正規定を除く。)による改正後の富山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に城址公園バス駐車場に入場した自動車について適用する。

(経過措置)

3 附則第1項第2号に規定する規定の施行の日前に城址公園バス駐車場に入場し、同日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第1 (第9条関係)

区分	単位	金額 (円)
1 公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1月	90
2 公園施設を貸し付ける場合	1平方メートルにつき1月	100
3 都市公園を占用する場合		
(1) 電柱		
ア 第1種電柱	1本につき1年	1,000
イ 第2種電柱	1本につき1年	1,600
ウ 第3種電柱	1本につき1年	2,200

(2) 電話柱		
ア 第1種電話柱	1本につき1年	930
イ 第2種電話柱	1本につき1年	1,500
ウ 第3種電話柱	1本につき1年	2,100
(3) その他の柱類及び支線	1本につき1年	72
(4) 地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
(5) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
(6) 鉄塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1,400
(7) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	600
(8) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		
ア 外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48
イ 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	72
ウ 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	95
エ 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190
オ 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480
カ 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	950
(9) 水道施設、下水道施設、変電所、熱供給施設、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,500
(10) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月	440
(11) 太陽電池発電施設、燃料電池発電施設で地下に設けられるもの及び蓄電池で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,000
(12) 社会福祉施設	1年	富山市行政財産 使用料条例(平成

		17年富山市条例第70号)別表第1の例により算定した年額
4 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合		
(1) 業として行う写真の撮影	1人につき1日	400
(2) 業として行う映画の撮影	1件につき1日	8,000
(3) 興行	1件につき1日	8,000
(4) 展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催し	1件につき1日	1,600
(5) 行商、出店その他これらに類する行為	1件につき1日	400

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 4 占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はこの長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 5 使用料等の額が年額で定められている場合において占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 6 使用料等の額が月額で定められている場合において占有の期間が1月未満であるとき、又

はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

別表第2（第9条関係）

駐車場名	種別	単位	金額（円）
城址公園バス駐 車場	基本料金	入場した時から1時間までにつき 1台	1,100
	加算料金	入場した時から1時間を超える時間30分ま でごとにつき 1台	330

備考 城址公園バス駐車場の午前8時から午後11時までの時間（1時間経過時（入場した時から1時間を経過した時をいう。以下同じ。）から出場までの時間を当該1時間経過時から30分までごとに区分した場合における各区分に係る時間のうち、午前8時の前後にまたがるものを除き、午後11時の前後にまたがるものを含む。以下「昼間時間帯」という。）の加算料金の額は、一の昼間時間帯につき2,750円を限度とし、午後11時から翌日の午前8時までの時間（1時間経過時から出場までの時間を当該1時間経過時から30分までごとに区分した場合における各区分に係る時間のうち、午後11時の前後にまたがるものを除き、午前8時の前後にまたがるものを含む。以下「夜間時間帯」という。）の加算料金の額は、一の夜間時間帯につき1,650円を限度とする。

○富山市猿倉山森林公園条例

平成17年4月1日

富山市条例第211号

改正 平成17年9月30日富山市条例第347号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成26年9月29日富山市条例第51号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 森林の有する保健休養機能を確保し、及び増進するとともに、市民の健康増進と情操の純化を図るため、富山市猿倉山森林公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 公園の位置は、富山市舟倉46番地とする。

(施設)

第3条 公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) キャンプ場
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第1号に掲げる施設の使用の承認に関する業務
- (3) 第14条の規定による許可に関する業務
- (4) 別表に掲げる施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に関し市長が必要と認める業務

(休場日)

第3条の4 キャンプ場の休場日は、11月の第2日曜日の翌日から翌年の4月28日までの日と

する。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認)

第4条 第3条第1号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、公園の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の際納入するものとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、使用料の

全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終了したとき（第6条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(行為の制限)

第14条 公園において、物品の販売その他これに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第15条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理に支障があると認める行為をすること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大沢野町森林公園条例（昭和58年大沢野町条例第3号）及び猿倉コミュニティーセンター設置条例（昭和62年大沢野町条例第18号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第347号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市猿倉山森林公園条例第4条第1項若しくは第14条の規定によりした承認若しくは許可又はこれらの規定によりされた承認若しくは許可の申請は、この条例による改正後の富山市猿倉山森林公園条例第4条第1項若しくは第14条の規定によりした承認若しくは許可又はこれらの規定によりされた承認若しくは許可の申請とみなす。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日富山市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第3条の3、第7条関係）

種別	単位	金額（円）
キャンプ場	1人につき1日	100
附属設備	規則で定める額	

○富山市スポーツ施設条例

平成17年4月1日

富山市条例第286号

改正 平成17年9月30日富山市条例第365号

平成17年12月22日富山市条例第379号

平成18年9月26日富山市条例第71号

平成19年3月26日富山市条例第25号

平成20年3月26日富山市条例第41号

平成21年3月23日富山市条例第18号

平成22年3月25日富山市条例第19号

平成22年9月28日富山市条例第50号

平成24年3月26日富山市条例第14号

平成24年12月21日富山市条例第63号

平成25年3月27日富山市条例第15号

平成25年6月28日富山市条例第28号

平成26年3月28日富山市条例第19号

平成26年9月29日富山市条例第50号

平成26年12月16日富山市条例第66号

平成28年3月25日富山市条例第26号

平成28年6月17日富山市条例第54号

平成29年3月24日富山市条例第21号

平成30年3月27日富山市条例第32号

平成30年9月27日富山市条例第53号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 市民のスポーツ振興を図り、市民の健康増進に寄与するため、スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
--	----	----

1	富山市総合体育館	富山市湊入船町12番1号
2	富山市東富山体育館	富山市米田16番地2
3	富山市2000年体育館	富山市天正寺1400番地
4	富山市勤労身体障害者体育センター	富山市水橋島等298番地2
5	富山市花木体育センター	富山市花木28番地
6	富山市民球場	富山市下飯野30番地1
7	富山市民プール	富山市荒川四丁目1番70号
8	富山市東富山温水プール	富山市米田65番地4
9	富山市北部プール	富山市米田65番地4
10	富山市北部錬成館	富山市高島町二丁目11番47号
11	富山市水橋錬成館	富山市水橋辻ヶ堂129番地1
12	富山市蜷川ちびっこ運動場	富山市赤田50番地
13	富山市和合運動広場	富山市布目3394番地8
14	富山市五艘運動広場	富山市五艘2番地
15	富山市大久保運動広場	富山市栗山551番地
16	富山市呉羽運動広場	富山市住吉1081番地1
17	富山市東富山運動広場	富山市米田45番地1
18	富山市西番運動広場	富山市西番100番地
19	富山市奥田北少年サッカー広場	富山市下新北町2番11号
20	富山市馬場記念公園庭球場	富山市蓮町一丁目4番30号
21	富山市石坂庭球場	富山市石坂3452番地3
22	富山市蜷川庭球場	富山市赤田50番地
23	富山市五艘庭球場	富山市五艘2番地
24	富山市月岡庭球場	富山市月岡東緑町四丁目44番地2
25	富山市呉羽庭球場	富山市住吉1073番地3
26	富山市星井町庭球場	富山市西中野町二丁目1番24号
27	富山市布瀬南公園庭球場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
28	富山市西番庭球場	富山市西番100番地
29	富山市城東ふれあい公園庭球場	富山市荒川四丁目1番70号

30	富山市東富山運動広場庭球場	富山市米田45番地1
31	富山市相撲場	富山市磯部町一丁目1番10号
32	富山市屋内ゲートボール場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
33	富山市パークゴルフ場	富山市岩瀬天池町1番地8
34	富山市常願寺川パークゴルフ場	富山市大島三丁目177番地先
35	富山市屋内競技場	富山市八木山84番地
36	富山市大沢野青少年体育センター	富山市高内114番地1
37	富山市下夕南部体育館	富山市舟渡66番地
38	富山市下夕北部体育館	富山市布尻672番地
39	富山市大沢野総合運動公園野球場	富山市八木山650番地
40	富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市八木山650番地
41	富山市大沢野グラウンド	富山市高内116番地1
42	富山市大沢野プール	富山市八木山70番地1
43	富山市大沢野武道館	富山市高内114番地1
44	富山市西大沢運動広場	富山市西大沢2525番地
45	富山市下夕南部グラウンド	富山市東猪谷1233番地2
46	富山市下夕北部グラウンド	富山市布尻145番地
47	富山市大山社会体育館	富山市花崎378番地
48	富山市大山総合体育センター	富山市花崎386番地
49	富山市大山B&G海洋センター体育館	富山市本宮12番地
50	富山市大山B&G海洋センタープール	富山市小見233番地3
51	富山市大山総合グラウンド	富山市花崎391番地
52	富山市立山山麓運動広場	富山市本宮3番地20
53	富山市大山テニスコート	富山市花崎329番地
54	富山市八尾スポーツアリーナ	富山市八尾町井田101番地
55	富山市スポーツ・カヌーセンター	富山市八尾町高熊10番地1
56	富山市八尾B&G海洋センタープール	富山市八尾町福島181番地
57	富山市八尾ゆめの森テニスコート	富山市八尾町下笹原508番地
58	富山市婦中体育館	富山市婦中町砂子田1番地1

59	富山市婦中体育館音川分館	富山市婦中町外輪野5230番地1
60	富山市婦中スポーツプラザプール	富山市婦中町板倉269番地1
61	富山市婦中スポーツプラザグラウンド	富山市婦中町板倉269番地1
62	富山市婦中スポーツプラザテニスコート	富山市婦中町板倉269番地1
63	富山市婦中武道館	富山市婦中町長沢428番地
64	富山市ストリートスポーツパーク	富山市婦中町下轡田759番地1
65	富山市婦中パークゴルフ場	富山市婦中町羽根1068番地8
66	富山市山田総合体育センター	富山市山田中瀬2番地
67	富山市山田総合グラウンド	富山市山田中瀬2番地
68	富山市猪谷プール	富山市猪谷919番地

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に前条の表1の項から10の項まで、12の項から33の項まで、35の項、36の項、39の項から44の項まで、47の項、48の項、51の項、53の項、56の項、57の項及び65の項に掲げるスポーツ施設（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 指定管理者管理施設の使用の承認に関する業務
- (3) 指定管理者管理施設の使用料（第2条の表56の項及び57の項にあつては、利用料金）の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務
(供用日等)

第2条の4 スポーツ施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- 2 指定管理者管理施設以外のスポーツ施設における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「指定管理者は、」とあるのは「市長が」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるの

は「ときは」とする。

(勤労身体障害者体育センターの利用者の範囲)

第3条 勤労身体障害者体育センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者並びにその介護者

(2) 前号に掲げる者で構成された団体

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に掲げる者の使用に支障がない限りにおいて、センターを同項に掲げる者以外の者に使用させることができる。

(使用の承認)

第4条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者(指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあつては、市長。次条、第6条第1項及び第11条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、スポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツ施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者（指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあっては、市）はその賠償の責めを負わない。

（使用料等）

第7条 別表第2に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 別表第3に掲げる施設の利用者は、指定管理者に当該施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 利用料金は、別表第3に定める額（この額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

5 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の算定については、別表第2又は別表第3に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 使用時間の短縮による使用料等は、減額しない。

7 使用料等は、前納とする。ただし、市長（第2条の表56の項及び57の項に掲げるスポーツ施設にあっては指定管理者。次条及び第9条第3号において同じ。）が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

（使用料等の還付）

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は使用が終ったとき(第6条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(駐車場の使用料)

第13条 富山市総合体育館の駐車場(以下単に「駐車場」という。)を使用する者は、使用料を納付しなければならない。ただし、富山市総合体育館の使用の承認を受けた者が規則で定める時間内に駐車場を使用する場合は、無料とする。

2 駐車場の使用料は、別表第4に定めるところにより算定した額とする。

3 市長は、公益のため富山市総合体育館を使用する場合で特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料を減免することができる。

4 前3項に定めるもののほか、駐車場の使用料の納付方法その他駐車場の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市体育施設条例（昭和39年富山市条例第11号）、大沢野町体育施設設置条例（昭和38年大沢野町条例第14号）、大沢野町武道館設置条例（昭和51年大沢野町条例第26号）、大沢野町青少年体育センター設置条例（平成15年大沢野町条例第1号）、大山町営体育施設条例（昭和43年大山町条例第19号）、八尾町社会体育館設置及び管理条例（昭和43年八尾町条例第259号）、八尾町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成8年八尾町条例第1号）、八尾町ゆめの森テニスコート設置及び管理条例（平成10年八尾町条例第1号）、八尾スポーツアリーナ設置及び管理に関する条例（平成11年八尾町条例第16号）、婦中町民体育館条例（昭和53年婦中町条例第8号）、婦中町武道館条例（平成6年婦中町条例第30号）、婦中スポーツプラザ条例（平成6年婦中町条例第17号）、山田村営体育施設条例（昭和61年山田村条例第1号）又は細入村体育施設設置条例（平成4年細入村条例第17号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第365号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成17年12月22日富山市条例第379号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日富山市条例第71号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成18年10月31日教委規則第5号で平成18年11月9日から施行）

附 則（平成19年3月26日富山市条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日富山市条例第41号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日富山市条例第18号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日富山市条例第19号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日富山市条例第50号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定、第2条の2の改正規定（「39の項まで、42の項から48の項まで、51の項から54の項まで、57の項、58の項、61の項及び62の項」を「40の項まで、43の項から49の項まで、52の項から55の項まで、58の項、59の項、62の項及び63の項」に改める部分に限る。）、第2条の3第3号の改正規定、第7条第6項の改正規定、別表第1の改正規定（屋内競技場の項を加える部分に限る。）及び別表第2の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日富山市条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日富山市条例第63号）

この条例中第2条の表12の項の改正規定は平成25年1月5日から、別表第1の改正規定（大沢野弓道場の項を削る部分を除く。）は同年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日富山市条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第1条中富山市スポーツ施設条例第2条の改正規定、第7条の改正規定及び別表第1の改正規定並びに次項の規定は同年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日富山市条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月15日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成26年4月15日規則第45号で平成26年5月1日から施行）

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日前に駐車場に入場し、同日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月29日富山市条例第50号)

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日富山市条例第66号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日富山市条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月17日富山市条例第54号)

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日富山市条例第21号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日富山市条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(富山市婦中パークゴルフ広場条例の廃止)

- 2 富山市婦中パークゴルフ広場条例(平成17年富山市条例第329号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の富山市婦中パークゴルフ広場条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の富山市スポーツ施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成30年9月27日富山市条例第53号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(富山市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前に駐車場に入場し、施行日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条の4関係)

施設名	供用日	供用時間
総合体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分(日曜日及び休日にあつては、午後7時)まで
東富山体育館及び2000年体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで
勤労身体障害者体育センター及び花木体育センター	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで
市民球場	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
市民プール	1月5日から12月27日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前10時から午後7時まで イ ア以外の日 午前10時から午後9時30分まで (2) 大会等の場合 午前9時から午後9時30分まで
東富山温水プール	1月5日から12月27日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前10時から午後4時30分まで イ 土曜日(この日が休日に当たるときを除く。)及び夏期期間(日曜日及び休日を除く。) 午前10時から午後8時まで

		ウ ア及びイ以外の日 正午から午後8時まで (2) 大会の場合 午前9時から午後9時まで
北部プール	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
北部錬成館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
水橋錬成館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
大久保運動広場	全日	午前6時から午後6時まで
東富山運動広場	3月1日から12月27日までの日	(1) 6月から9月までの日 午前9時から午後7時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで (2) (1)以外の日 午前9時から午後5時まで
その他の運動広場	全日	午前6時から午後6時まで
馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、五艘庭球場及び布瀬南公園庭球場	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
蜷川庭球場、月岡庭球場、呉羽庭球場及び西番庭球場	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
星井町庭球場	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
城東ふれあい公園庭球場	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後5時(6月から9月までの日にあつては、午後7時)まで
東富山運動広場庭球場	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで

相撲場	全日	午前9時から午後5時まで
屋内ゲートボール場	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
パークゴルフ場及び常願寺川パークゴルフ場	4月上旬から12月中旬までの期間で市長が定める日	(1) 5月から8月までの日 午前8時から午後7時まで (2) (1)以外の日 午前9時から午後5時まで
屋内競技場	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで
大沢野青少年体育センター	1月4日から12月28日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときは、その翌日)を除く。	午後1時から午後9時(土曜日にあつては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時)まで
下夕南部体育館	全日	午前9時から午後9時まで
下夕北部体育館	全日	午前9時から午後9時まで
大沢野総合運動公園野球場及び大沢野総合運動公園陸上競技場	4月1日から11月30日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときは、その翌日)を除く。	午前9時から午後5時まで
大沢野グラウンド	3月から12月までの日	午前9時から午後7時まで
大沢野プール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで
大沢野武道館	1月4日から12月28日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときは、その翌日)を除く。	午後1時から午後9時(土曜日にあつては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時)まで
西大沢運動広場、下夕南部グラウンド及び下夕北部グラウンド	3月から11月までの日	午前9時から午後9時まで

ド		
大山社会体育館 及び大山総合体 育センター	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
大山B&G海洋セ ンター体育館	全日	午前9時から午後9時まで
大山B&G海洋セ ンタープール	5月中旬から9月までの期間で市長が定める日。ただし、8月15日を除く。	午前9時から午後4時まで
大山総合グラウ ンド	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
立山山麓運動広 場	4月1日から11月30日までの日	午前9時から午後5時まで
大山テニスコー ト	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後5時まで
八尾スポーツア リーナ	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
スポーツ・カヌ ーセンター	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分まで
八尾B&G海洋セ ンタープール	1月4日から12月28日までの日	午前10時から午後9時まで
八尾ゆめの森テ ニスコート	4月1日から11月30日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜日にあつては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時）まで
婦中体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
婦中体育館音川 分館	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで

	く。)を除く。	
婦中スポーツ ラザプール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで
婦中スポーツ ラザグラウンド	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
婦中スポーツ ラザテニスコ ート	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
婦中武道館	1月5日から12月27日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
ストリートスポ ーツパーク	1月5日から12月27日までの日	午後1時から午後8時（土曜日にあつては午前10時から午後8時、日曜日及び休日にあつては午前10時から午後7時）まで
婦中パークゴル フ場	4月1日から11月30日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午前9時から午後5時まで
山田総合体育セ ンター	1月5日から12月27日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
山田総合グラウ ンド	1月5日から12月27日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで

猪谷プール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで
-------	-------------------------	---------------

備考

- この表において「その他の運動広場」とは、蜷川ちびっこ運動場、和合運動広場、五艘運動広場、呉羽運動広場、西番運動広場及び奥田北少年サッカー広場をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表において「夏期期間」とは、7月下旬から8月下旬までの期間のうち市長が定める期間をいう。

別表第2（第7条関係）

1 総合体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	第1アリーナ、第2アリーナ、卓球練習場及びラケットコート	大人（高校生以上）	2時間につき 230	120
		小人（小学生及び中学生）	110	70
	体操練習場、弓道練習場及びボクシング室	大人（高校生以上）	340	180
		小人（小学生及び中学生）	180	80
	フィットネスルーム	大人（高校生以上）	450	240
		小人（中学生）	230	120
	軽運動室	大人（高校生以上）	110	70
		小人（小学生及び中学生）	70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
期間使用	体操練習場、弓道練習場及びボクシング室	大人（高校生以上）	12月券 16,940	
		小人（小学生及び中学生）	8,480	

券	フィットネスルーム	大人（高校生以上）	1月券	5,640
			3月券	11,300
			6月券	16,940
			12月券	22,590
		小人（中学生）	1月券	2,820
			3月券	5,640
			6月券	8,480
			12月券	11,300

備考

- 1 ランニングコース以外の施設（軽運動室を除く。）の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 2 フィットネスルームの使用に伴い軽運動室を使用する場合の軽運動室の使用料は、無料とする。
- 3 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限り施設（フィットネスルームにおいては、市民プール及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 6 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
第1アマ入場 アリーナのポ ーナースの合	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	7,060	3,390

	ツに入場するとき	16,940	16,940	16,940	16,940	16,940	21,180	10,170
	使用の有料の場合	0	0	0	0	0	0	
	その他の無料催しに使用するとき	22,590	22,590	22,590	22,590	22,590	28,240	13,550
	使用する有料の場合	105,880	105,880	105,880	105,880	105,880	132,350	63,530
	興行のため使用するとき	158,820	158,820	158,820	158,820	158,820	198,520	95,290
第2アーナー	アマチュアスポーツに入場するとき	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	3,290	1,590
	ツに入場するとき	7,950	7,950	7,950	7,950	7,950	9,880	4,770
	その他の無料催しに使用するとき	10,590	10,590	10,590	10,590	10,590	13,240	6,360
	使用する有料の場合	29,420	29,420	29,420	29,420	29,420	35,290	17,650

き の場 合								
興行のため 使用すると き	44,120	44,120	44,120	44,120	44,120	52,940	26,470	
体操練習場	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	3,290	1,590	
弓道練習場	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,420	
ボクシング室	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	700	
軽運動室	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	700	
研修室（1から3 までの各室）	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060	3,770	1,840	

備考

- 第1アリーナの2分の1又は4分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 第2アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 第1アリーナ又は第2アリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。
- 冷房又は暖房期間中に第1アリーナ若しくは第2アリーナ（それぞれその全面を専用使用する場合に限る。）、体操練習場、ボクシング室、軽運動室又は研修室を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

2 東富山体育館及び2000年体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間 につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110
	小人（小学生及び中学		70
			70
			30

	生)			
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚つづり	880	
	70円券		510	

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)	
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時		
アマチュアスポーツに使用するき	入場無料の場合	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	2,940	1,300
その他に使用するき	入場有料の場合	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	5,890	2,590
その他に使用するき	入場無料の場合	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	14,710	6,470
その他に使用するき	入場有料の場合	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	29,420	12,950

備考

- 1 施設の2分の1又は6分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する

額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

3 市民球場

(1) グラウンド

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)	
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時		
アマチュアスポーツに使用するき	入場料なし	7,060	9,420	7,060	16,470	16,470	23,530	2,350
その他に使用するき	入場料あり	35,290	47,060	35,290	82,350	82,350	117,640	11,760
その他に使用するき	入場料なし	70,590	94,120	70,590	164,700	164,700	235,280	23,530
その他に使用するき	入場料あり	176,460	235,280	176,460	411,740	411,740	588,200	58,820

備考

- 1 アマチュアスポーツで練習のために使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 照明設備、スコアボードその他の附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 研修室

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	

小研修室(1から4までの各室)	3, 180	4, 240	3, 180	7, 420	7, 420	10, 590	1, 060
大研修室	8, 820	11, 760	8, 820	20, 590	20, 590	29, 420	2, 950

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 2 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い使用する場合は、無料とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

(3) その他の施設

種別		単位	金額 (円)
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用するとき	1時間につき	940
	その他の催しに使用するとき		4, 710
サブグラウンド	アマチュアスポーツに使用するとき	1時間につき	1, 180
	その他の催しに使用するとき		11, 760
フィットネスルーム1	専用使用	1時間につき	1, 180
フィットネスルーム1・フィットネス	個人使用	大人（高校生以上）	2時間につき 180
		小人（中学生）	110
ルーム2共通	回数券	180円券	11枚つづり 1, 400
		110円券	

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 フィットネスルーム1又はフィットネスルーム2を個人使用した場合の超過料金は、1時間につき大人は90円、小人は60円とする。
- 3 冷房又は暖房期間中にフィットネスルーム1の使用（専用使用の場合に限る。）をする場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 4 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い屋内練習場又はサブグラウンドを

使用する場合は、無料とする。

4 市民プール

(1) プール、フィットネスルーム及びスポーツサウナ室

ア 個人及び団体の場合

種別			単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	プール	大人 (高校生以上)	2時間につき	450	240
		小人 (中学生以下)		180	80
	フィットネスルーム	大人 (高校生以上)		450	240
		小人 (中学生)		230	120
	スポーツサウナ室	大人 (高校生以上)	1回につき	480	
		小人 (中学生以下)		240	
団体	20人以上		1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
期間 使用 券	プール	大人 (高校生以上)	1月券	5,640	
			3月券	11,300	
			6月券	16,940	
			12月券	22,590	
		小人 (中学生以下)	1月券	2,120	
			3月券	4,240	
			6月券	6,360	
			12月券	8,480	
	フィットネスルーム	大人 (高校生以上)	1月券	5,640	
			3月券	11,300	
			6月券	16,940	
			12月券	22,590	
		小人 (中学生)	1月券	2,820	
			3月券	5,640	
		6月券	8,480		

		12月券	11,300
プール・フィットネスルーム共通	大人（高校生以上）	1月券	6,790
		3月券	13,550
		6月券	20,330
		12月券	27,100
	小人（中学生）	1月券	2,960
		3月券	5,930
		6月券	8,900
		12月券	11,860

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 プールの使用に併せてフィットネスルームを使用する場合又はプール若しくはフィットネスルームの使用に併せてスポーツサウナ室を使用する場合は、それぞれこの表に定める額の合計額の60パーセントに相当する額とする。
- 3 団体による使用は、プール及びフィットネスルームに限る。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 プールの期間使用券によるプールの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りプール（東富山温水プールを含む。）を使用することができる。
- 6 フィットネスルームの期間使用券によるフィットネスルームの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 7 プール・フィットネスルーム共通の期間使用券による使用者は、1日につきプール（東富山温水プールを含む。）及びフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）をそれぞれ1回（2時間以内）に限り使用することができる。

イ 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金（円） （1時間につき）
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分	

50メートルプール	入場無料の場合	28,240	35,290	56,470	63,530	91,760	119,990	11,300
	入場有料の場合	77,640	98,820	157,640	176,460	256,450	334,100	31,060
25メートルプール	入場無料の場合	14,120	17,650	28,240	31,770	45,890	60,010	5,640
	入場有料の場合	38,830	49,410	78,830	88,240	128,230	167,050	15,530

備考

- 1 50メートルプールの2分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。
- 3 50メートルプールの使用に併せて25メートルプールを使用する場合の25メートルプールの使用料の額は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 研修室及び多目的ホール

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金（円） （1時間につき）
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
研修室(1及び2の各室)	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,420
多目的ホール (1及び2の)	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	4,350	2,120

各室)							
-----	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 50メートルプールの使用に伴い研修室又は多目的ホールを使用する場合は、無料とする。
 - 2 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
 - 3 附属設備の使用料については、別に定める。
- 5 東富山温水プール

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間につき	230	120
	小人 (中学生以下)		110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	230円券	11枚つづり	1,840	/
	110円券		880	
期間使用券	大人 (高校生以上)	1月券	2,820	
		3月券	5,640	
		6月券	8,480	
		12月券	11,300	
	小人 (中学生以下)	1月券	1,420	
		3月券	2,820	
		6月券	4,240	
		12月券	5,640	

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回(2時間以内)に限りプールを使用することができる。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
入場無料の場合	9,420	11,760	18,830	21,180	30,590	40,000	3,180
入場有料の場合	23,530	28,240	47,060	51,770	75,290	98,820	7,890

6 北部プール

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間につき	70	30
	小人 (中学生以下)		30	20
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
期間使用券	大人 (高校生以上)	6月券	2,120	/
		12月券	2,820	
	小人 (中学生以下)	6月券	1,280	
		12月券	1,700	

備考

- 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 期間使用券による使用者は、1日につき1回(2時間以内)に限りプールを使用することができる。

7 東富山運動広場

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
運動広場	2時間につき	1,180	590

備考 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から

ら15時まで、15時から17時まで又は17時から19時までのいずれかの時間をいう。

- 8 馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場及び東富山運動広場庭球場

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
1面	大人 (高校生以上)	2時間につき	450	240
	小人 (小学生及び中学生)		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。
- 照明設備を使用する場合は、1面につき550円を加算する。

9 屋内ゲートボール場

種別		金額 (円) (使用時間につき)
個人使用	大人 (高校生以上)	110
	小人 (中学生以下)	70
専用使用 (1面につき)		1,120

備考 この表において「使用時間」とは、9時から12時まで又は13時から17時までのいずれかの時間をいう。

10 パークゴルフ場

種別		単位	金額 (円)
個人	大人 (高校生以上)	1ラウンド (18ホール) につき	570

		1日につき	800
	小人(中学生以下)	1ラウンド(18ホール)につき	280
		1日につき	390
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	
年間使用券	大人(高校生以上)	12月券	13,180
	小人(中学生以下)		6,590

備考

- 1 市外に住所を有する者の年間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 年間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 年間使用券による使用者は、1日につき1回限り施設を使用することができる。

1.1 屋内競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額(円)	超過料金(円)(1時間につき)
個人	アリーナ、ランニングコース及び多目的ホール	大人(高校生以上)	2時間につき 110	70
		小人(小学生及び中学生)	70	30
	屋内グラウンド	大人(高校生以上)	230	120
		小人(小学生及び中学生)	110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	230円券	11枚につき	1,840	/
	110円券		880	
	70円券		510	

備考

- 1 ランニングコース以外の施設の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニン

グコースの使用料は、無料とする。

2 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
			9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
アリーナ	マチュアスポーツ	入場	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
		無料							
	使用するとき	入場	3,530	3,530	4,700	4,700	5,890	7,060	2,590
		有料							
その他	催しに使用する	入場	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	17,650	6,470
		無料			0	0	0	0	
屋内グラウンド	マチュアスポーツ	入場	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	35,290	12,950
		有料	0	0	0	0	0	0	
屋内グラウンド	マチュアスポーツ	入場	2,950	2,950	3,530	3,530	4,110	4,710	1,770
		無料							
屋内グラウンド	マチュアスポーツ	入場	5,890	5,890	7,060	7,060	8,240	9,420	3,530
		有料							

使用する とき	有料 の場合							
その他 催しに 使用 するとき	入場 無料 の場合	14,710	14,710	17,650	17,650	20,590	23,530	8,820
	入場 有料 の場合	29,420	29,420	35,290	35,290	41,180	47,060	17,650
会議室		590	590	590	590	590	740	300
多目的ホール		590	590	590	590	590	740	300

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 屋内グラウンドの3分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額の34パーセントに相当する額とする。
- アリーナ又は屋内グラウンドを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。
- 冷房又は暖房期間中に会議室又は多目的ホールを使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

12 大沢野総合運動公園野球場

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
入場無料の場 大人 (高校生以上)	2時間につき	1,480	730
合 小人 (小学生及び中学生)		890	440

入場有料の場合	大人（高校生以上）	14,710	7,350
	小人（小学生及び中学生）	8,820	4,420

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.3 大沢野総合運動公園陸上競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
入場無料の場合	2時間につき	1,480	730
入場有料の場合		17,650	8,820

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.4 西大沢運動広場

附属設備の使用料については、別に定める。

1.5 大山社会体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
アリーナ・エア	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70

ロビクススタジオ	小人（小学生及び中学生）	き	70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）	
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分		
アリーナ	マイン	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
	チュースポーツ	無料						
	アスの場							
	ポールの場							
アリーナ	マイン	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	7,060	2,590
	チュースポーツ	有料						
	アスの場							
	ポールの場							
アリーナ	マイン	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	17,650	6,470
	チュースポーツ	無料		0	0	0	0	
	アスの場							
	ポールの場							
アリーナ	マイン	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	35,290	12,950
	チュースポーツ	有料	0	0	0	0	0	
	アスの場							
	ポールの場							
エアロビクススタジオ		590	590	590	590	590	740	300

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。

2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

16 大山総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)	
柔道場 又は剣道場	大人 (高校生以上)	2時間につき	110	70	
	小人 (中学生以下)		70	30	
回数券	110円券	11枚つづ	880	/	
	70円券	り	510		
トレーニングルーム	大人 (高校生以上)	2時間につき	180		90
	小人 (中学生)		110		70
回数券	180円券	11枚つづ	1,400		
	110円券	り	880		
期間使用券	大人 (高校生以上)	1月券	2,120		
		3月券	4,240		
		6月券	6,360		
		12月券	8,480		
	小人 (中学生)	1月券	1,420		
		3月券	2,820		
		6月券	4,240		
		12月券	5,640		
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

備考

1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。

3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。

4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別		使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
柔道場又は剣道場	アマチュアスポーツに使用するとき	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
	その他の催しに使用するとき	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180

備考

1 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

17 大山B&G海洋センター体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（中学生以下）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	

アリーナ	マチュアスポー	入場無料の場 合	1,180	1,180	1,180	1,180	2,350	2,350	1,180
	ツに使用するとき	入場有料の場 合	2,350	2,350	2,350	2,350	4,710	4,710	2,350
	その他の催しに使用するとき	入場無料の場 合	5,890	5,890	5,890	5,890	11,760	11,760	5,890
	使用するとき	入場有料の場 合	11,760	11,760	11,760	11,760	23,530	23,530	11,760

備考

- アリーナの2分の1又は4分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

18 大山B&G海洋センタープール

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間につき	110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

19 大山テニスコート

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間)
----	----	--------	----------------

				(につき)
1面	大人(高校生以上)	2時間につき	450	240
	小人(小学生及び中学生)		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人で共同して使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

20 八尾スポーツアリーナ

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額(円)	超過料金(円)(1時間につき)	
メインアリーナ・サブアリーナ	大人(高校生以上)	2時間につき	110	70	
	小人(小学生及び中学生)		70	30	
トレーニングルーム	大人(高校生以上)	2時間につき	180	90	
	小人(中学生)		110	70	
	回数券	11枚つづり	180円券	1,400	
			110円券	880	
	期間使用券	大人(高校生以上)	1月券	2,120	
			3月券	4,240	
			6月券	6,360	
12月券			8,480		
小人(中学生)			1月券	1,420	
	3月券	2,820			

		6月券	4,240
		12月券	5,640
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
メ イ ア マ 入 場	2,820	2,820	3,770	3,770	4,710	5,890	2,000
ン ア チ ュ 無 料							
リ ー ア ス の 場							
ナ ポ ー 合							
ツ に 入 場	5,640	5,640	7,530	7,530	9,420	11,760	4,000
使 用 有 料							
す る の 場							
と き 合							
そ の 入 場	14,120	14,120	18,830	18,830	23,530	29,420	10,000
他 の 無 料	0	0	0	0	0	0	0
催 し の 場							
に 使 合							
用 す 入 場	28,240	28,240	37,650	37,650	47,060	58,820	20,000
る と 有 料	0	0	0	0	0	0	0

	きの場 合							
	興行のため 使用するとき	56,470	56,470	75,290	75,290	94,120	117,640	40,000
サブアリーナ	マイン アス ポ ツ に 入 場 有 料 の 場 合	1,060	1,060	1,420	1,420	1,770	2,120	700
	ツ に 入 場 有 料 の 場 合	2,120	2,120	2,820	2,820	3,530	4,240	1,420
	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	5,300	5,300	7,060	7,060	8,820	10,590	3,530
	入 場 有 料 の 場 合	10,590	10,590	14,120	14,120	17,650	21,180	7,060
	興行のため 使用するとき	21,180	21,180	28,240	28,240	35,290	42,350	14,120
会議室（1又は2 の各室）		1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,770	700
大会議室		1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	2,350	940

備考

- 1 メインアリーナ及びサブアリーナの2分の1、3分の1又は8分の1の部分を専用使用する

る場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント、34パーセント又は13パーセントに相当する額とする。

2 メインアリーナ又はサブアリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

2.1 婦中体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)	
アリーナ、卓球室、柔道室又は剣道室	大人 (高校生以上)	2時間につき	110	70	
	小人 (小学生及び中学生)		70	30	
回数券	110円券	11枚つづり	880		
	70円券		510		
トレーニングルーム	大人 (高校生以上)	2時間につき	180		90
	小人 (中学生)		110		70
回数券	180円券	11枚つづり	1,400		
	110円券		880		
期間使用券	大人 (高校生以上)	1月券	2,120		
		3月券	4,240		
		6月券	6,360		
		12月券	8,480		
	小人 (中学生)	1月券	1,420		
		3月券	2,820		
		6月券	4,240		
		12月券	5,640		
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別		使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
アリーナポーツ	マイン	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
	入場							
	無料							
	の場							
	ツに	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	7,060	2,590
	入場							
	使用							
	するの							
	とき							
	合							
	その	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	17,650	6,470
	入場							
	他の							
	無料							
	催しの							
	場に							
	使用							
	する	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	35,290	12,950
	入場							
	有料	0	0	0	0	0	0	
	の場							
	合							
卓球室、柔道室又は剣道室	入場	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
	無料							
	の場							

	合							
	入場	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180
	有料 の場合							
	合							
会議室	入場	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
	無料 の場合							
	合							
	入場	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180
	有料 の場合							
	合							

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

2.2 婦中スポーツプラザプール

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間につき	110	70
	小人 (中学生以下)		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚につき	880	
	70円券		510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2.3 婦中スポーツプラザグラウンド

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
片面	2時間につき	590	300
全面		1,180	590

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

2.4 婦中スポーツプラザテニスコート

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
1面	大人 (高校生以上)	2時間につき	450	240
	小人 (小学生及び中学生)		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

2.5 婦中武道館

(1) 個人の場合

種別	単位	金額 (円)
大人 (高校生以上)	2時間につき	110
小人 (中学生以下)		70

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分	
柔道スポーツに場又は剣き	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
道場 その他の催しに使用するとき	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

26 ストリートスポーツパーク

(1) 個人の場合

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)	
スケートボード	大人 (高校生以上)	1回につき	410	/
	小人 (中学生以下)		200	
	期間使用券 大人 (高校生以上)	1月券	5,090	
		3月券	10,190	
		6月券	15,280	
	小人 (中学生以下)	1月券	2,550	
		3月券	5,090	
		6月券	7,640	
ボルダリングゾーン	大人 (高校生以上)	2時間につき	310	150
	小人 (中学生以下)	き	150	80
	期間使用券 大人 (高校生以上)	1月券	3,870	/
		3月券	7,740	
		6月券	11,620	
	小人 (中学生以下)	1月券	1,940	

		3月券	3,870
		6月券	5,810
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 ボルダリングゾーンの期間使用券によるボルダリングゾーンの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りボルダリングゾーンを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)					超過料金 (円) (1時間につき)
	10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	18時～20時	
フアーマ入場 ミリチュ無料 ーエアスの場 リア、ポー合	4,080	4,080	4,080	4,080	5,090	2,550
ストツに入場 リー使用有料 トエするの場 リアとき合	8,150	8,150	8,150	8,150	10,190	5,090
及びその入場 ボウ他の無料 ルエ催しの場 リアに使合	20,370	20,370	20,370	20,370	25,470	12,730
用す入場 ると有料 きの場	40,740	40,740	40,740	40,740	50,930	25,470

		合										
ボ	ル	マ	入	場	3,060	3,060	3,060	3,060	3,820	1,920		
ダ	リ	ユ	無	料								
ン	グ	ア	の	場								
ゾ	ー	ポ	一	合								
ン	ツ	に	入	場	6,120	6,120	6,120	6,120	7,640	3,830		
			使	用								
			有	料								
			す	る								
			の	場								
			と	き								
			合									
			そ	の	入	場	15,280	15,280	15,280	15,280	19,100	9,580
			他	の	無	料						
			催	し	の	場						
			に	使	合							
			用	す	入	場	30,560	30,560	30,560	30,560	38,200	19,150
			と	有	料							
			き	の	場							
			合									
ダ	ン	マ	入	場	2,040	2,040	2,040	2,040	2,550	1,280		
ス	ゾ	ユ	無	料								
ー	ン	ア	の	場								
			ポ	一	合							
			ツ	に	入	場	4,080	4,080	4,080	4,080	5,090	2,550
			使	用								
			有	料								
			す	る								
			の	場								
			と	き								
			合									
			そ	の	入	場	10,190	10,190	10,190	10,190	12,730	6,370
			他	の	無	料						
			催	し	の	場						
			に	使	合							

用 す る と き	入 場 料 の 場 合	20,370	20,370	20,370	20,370	25,470	12,730
-----------------------	----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

27 山田総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2 時間につき	110	70
	小人 (小学生及び中学生)		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚につき	880	
	70円券		510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	
大 リ ナ ポ ツ に 入 場 料 の 場 合	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	2,940	1,300
ア マ チ ユ ー ス の 場 合							
ツ に 入 場 料 の 場 合	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	5,890	2,590

	その入場	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	14,710	6,470
	他の無料催しの場 に使用するとき			0	0	0	0	
	用する有料の場 合	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	29,420	12,950
		0	0	0	0	0	0	
柔道場又は剣道場	アマチュアスポーツに使用するとき	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	590
	その他の催しに使用するとき	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	1,180
トレーニングルーム		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	590
児童体育室		360	360	360	360	360	360	190
研修室		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	590

備考

- 1 大アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

28 山田総合グラウンド

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	

グラウンド	半面	590	590	590	590	590	590	300
	全面	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	590
運動広場	3分の1面	320	320	320	320			170
	半面	470	470	470	470			240
	全面	940	940	940	940			470

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

29 スポーツ施設使用カード

種別	単位	金額 (円)
5,500円相当券	1枚につき	4,000
3,300円相当券		2,400
2,200円相当券		1,600

備考

- 1 市外に住所を有する者の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 個人使用の場合に限る。
- 3 カードを使用できる施設は、別に定める。

別表第3 (第7条関係)

1 八尾B&G海洋センタープール

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)
個人	大人 (高校生以上)	1回2時間につき	340
	小人 (小学生及び中学生)		230
	小人 (未就学児)		110
団体 (20人以上)	大人 (高校生以上)	1回2時間につき1人	280
	小人 (小学生及び中学生)		200
	小人 (未就学児)		90
回数券	340円券	11枚つづり	2,720
	230円券		1,840
	110円券		880

期間使用券	大人（高校生以上）	1月券	4,040
	小人（小学生及び中学生）		2,690
	小人（未就学児）		1,340
	大人（高校生以上）	3月券	10,750
	小人（小学生及び中学生）		7,170
	小人（未就学児）		3,590

備考 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）			超過料金（円）（1時間につき）
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	
入場無料の場合	9,420	11,760	18,830	3,180
入場有料の場合	23,530	28,240	47,060	7,890

2 八尾ゆめの森テニスコート

(1) テニスコート

種別	単位	金額（円）
大人	1面 1時間につき	450
小人（小学生、中学生及び高校生）		230

備考

- この表において「1時間」とは、9時から10時まで、10時から11時まで、11時から12時まで、12時から13時まで、13時から14時まで、14時から15時まで、15時から16時まで、16時から17時まで、17時から18時まで、18時から19時まで、19時から20時まで又は20時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 附属設備の使用料は、別に定める。

(2) 会議室

種別	単位	金額（円）
会議室	1室 1回につき	570

備考

- この表において「1回」とは、9時から12時まで、13時から17時まで又は17時か

ら21時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料は、別に定める。

別表第4（第13条関係）

種別	単位	金額（円）
基本料金	駐車場に入場した時から1時間までにつき 1台	330
超過料金	駐車場に入場した時から1時間を超える時間30分までごとににつき 1台	110

備考

- 1 第13条第1項に規定する規則で定める時間を超えて駐車場を使用するときは、この表に定める超過料金を徴収する。この場合において、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「第13条第1項に規定する規則で定める時間を超える時間」とする。
- 2 駐車場の閉鎖時刻までに出場しなかったときは、当該閉鎖時刻から次の開始時刻までの分として、1時間までごとににつき1台110円を加算する。この場合において、当該次の開始時刻からの駐車場の使用に係るこの表の規定の適用については、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「当該次の開始時刻から」とする。